

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	園芸畜産課	整理番号	6-1
処分の種類	再建計画の認定の取消			
根拠法令条例等・条項	漁業再建整備特別措置法施行令第3条第3項			
処分の概要	経営維持困難な漁協等漁業者の再建計画の認定取消			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	未設定(処分の先例がなく具体化するのが困難なため)			
基準の制定根拠	—			